三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「災害対策本部」という。）が行う規則の実施に関し、必要な事項を定める。

（被災状況等の報告）

第２条　規則第 17 条第２項に規定する災害対策本部に報告しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 緊急連絡先

(2) 人的被害の状況

(3) 物的被害の状況

(4) 業務上における本会支援の要否

(5) その他必要な事項

（報告の様式）

第３条　規則第 17 条第１項及び２項に規定する被災地域の会員等（以下「被災地域の会員等」という。）は、前条第１項各号に規定する事項を次の各号に定める様式により、順次災害対策本部に報告しなければならない。

(1) 被災地域の会員等は、災害発生時において、様式第１号（緊急連絡票）により、速やかに災害対策本部に報告しなければならない。

(2) 前号に規定する被災地域の会員等は詳細な被災状況が判明次第、様式第２号（被災状況報告書）により、災害対策本部に報告しなければならない。

(3) 被災地域の事務局職員等は、災害発生時において、様式第３号（緊急連絡票）により、速やかに災害対策本部に報告しなければならない。

(4) 前号に規定する被災地域の事務局職員等は、詳細な被災状況が判明次第、様式第４号（被災状況報告書）により、災害対策本部に報告しなければならない。

（改　廃）

第４条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和７年１月３０日制定、施行